四　法第二条第二十一項第三号に規定する取引は、銘柄別に、数量、オプションの行使件数並びに当該月中の最高の対価の額及び最低の対価の額	
一　法第二条第二十一項第一号に規定する取引は、会員等別に、銘柄、渡高及び受高	
二　法第二条第二十一項第三号に規定する取引は、会員等別に、銘柄並びにオプションの行使件数及び被行使件数	

別表第四（第七十五条関係）

報告又は通知事項	注意事項
一　日付	一　一の会員等の自己の計算による未決済の商品関連市場デリバティブ取引の残高又は一の委託者（法第百十九条第一項第二号に規定する委託者をいう。以下この表において同じ。）又は申込者（同項第四号に規定する申込者をいう。以下この表において同じ。）の計算による未決済の商品関連市場デリバティブ取引の残高が、金融商品取引所が法第百四十九条第一項の認可を受けて商品ごと、かつ、売付け又は買付けの別にそれぞれ定める数量を超えている場合において、遅滞なく金融庁長官に報告すること。
二　取引の種類	二　限月ごとに区分して記載する場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること。
三　銘柄	三　限月については、限日取引の場合にあっては記載することを要しない。
四　自己又は委託の別	四　会員等の商号又は名称については、これに代わるものを記載できる。
五　会員等の商号又は名称	五　委託者又は申込者の氏名又は商号若しくは名称については、これに代わるものを記載できる。
六　委託者又は申込者の氏名又は商号若しくは名称	六　会員等の商号又は名称については、委託者又は申込者の計算による取引である場合にあっては、当該委託者又は申込者から商品関連市場デリバティブ取引の委託等を受けた会員等の商号又は名称を記載すること。
七　会員等又は非会員等の別	七　委託者又は申込者の氏名又は商号若しくは名称については、委託者又は申込者の計算による取引である場合にあっては、当該委託者又は申込者について記載した取引であることを要しない。
八　住所	八　会員等又は非会員等の別については、委託者又は申込者の計算による取引である場合にあっては、当該委託者又は申込者の自己の計算による取引であることを要しない。
九　建玉の数量	九　住所については、会員等の自己の計算による取引である場合にあっては当該会員等について、委託者又は申込者の計算による取引である場合にあっては当該委託者又は申込者について記載すること。
十　売付け又は買付けの別	
十一　その他当該金融商品取引所が業務規程その他の規則に定める事項	

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中第二号を第三号とし、同条第一号中「（平成十九年内閣府令第五十二号）」及び「に係る信託」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　法第四十三条の二の二の規定により財産を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百四十二条の四第一項に定める信託により管理する場合における当該信託の受益権

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年三月十一日）から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う区分管理に係る経過措置）

第二条　特定会員（改正法附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。以下同じ。）が改正法第二条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第四十三条の二の二の規定に基づき財産を管理する場合においては、第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第百四十二条の三から第百四十二条の五までの規定にかかわらず、次に掲げる措置（以下この条において「財産管理措置」という。）を講じることにより財産を管理することができる。

一　信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託する契約（以下この条において「信託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ　信託契約は、特定会員を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該特定会員の行う対象商品デリバティブ取引関連取引（新金融商品取引法第四十三条の二の二に規定する対象商品デリバティブ取引関連取引をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客を元本の受益者とすること。

ロ　信託契約において、当該特定会員の役職員のうちから指定された者（特定会員が財産管理措置として信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る受益者代理人を同一の者とする。）及び特定委託者保護基金（改正法附則第四条第一項に規定する特定委託者保護基金をいい、当該特定会員が会員として加入しているものに限る。以下この項において同じ。）を受益者代理人とすること。

ハ　ロの規定にかかわらず、特定会員が通知金融商品取引業者（新金融商品取引法第七十九条の五十四に規定する通知金融商品取引業者をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなった場合には、特定委託者保護基金が特に認める場合を除き、当該特定委託者保護基金のみを受益者代理人とすること。

ニ　信託財産の運用を次のいずれかの方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補塡の契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。

(1)　国債その他金融庁長官の指定する有価証券の保有

(2)　金融庁長官の指定する銀行その他の金融機関への預金

(3)　その他金融庁長官の定める方法

ホ　信託財産の元本の評価額は、当該信託の元本金額とすること。

ヘ　信託契約の解約又は一部の解約は、次に掲げる場合において、あらかじめ受益者代理人である特定委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとすること。

(1)　信託財産の元本の評価額が信託必要額（保全対象財産の額から他の財産管理措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

(2)　他の財産管理措置に変更するために信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

(3)　顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引（新金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）についての取引証拠金として金融商品取引所（新金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この条において同じ。）又は金融商品取引清算機関（新金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下この条において同じ。）に預託するために信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合